令和８年１１月１１日
みどり３３推進担当部
公　園　緑　地　課

区立公園利用者の負傷事故の発生について

１　事故の概要

（１）発生日時　　令和８年１０月１８日（日）午後６時頃
（天気：晴れ）

（２）発生場所　　世田谷区立上北沢公園（上北沢二丁目１番５号）

（３）事故内容　　家族と遊んでいた相手方が、ゴムチップ舗装とダスト舗装の境のくぼみに右足をついた際に、足首をひねり負傷した。

（４）相手方　　別紙の通り

２　事後の対応　　相手方とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。
本件事故を踏まえ、ゴムチップ舗装とダスト舗装の境界の視認性の向上を図る対応を実施予定。また、日々の巡回や施設のメンテナンスを適切に行い、再発防止に努めていく。